

# HowTo

## 空き家バンク制度の概要

01

### 空き家バンクの目的



三木市内の空き家の有効活用を通して、本市への定住促進による地域活性化を図ると共に、景観及び治安の悪化の抑制により、安全で住みよいまちづくりを進めます。

02

### 空き家バンク制度



市内の空き家のうち、賃貸もしくは売買を希望する所有者から物件の情報提供を求め、市の「空き家バンク」に登録し、利用希望者に情報を提供していくものです。

## 空き家バンク利用の流れ

買いたい・借りたい方

売りたい・貸したい方

参加したい不動産事業者

01

### ライフスタイルにや将来設計に合わせて移住先のエリアを考えてみよう

三木市には田園風景が広がる「自然豊かなエリア」と電車などの交通の便が良い「市街地エリア」があります。家族構成や今後の将来設計をじっくり考えて空き家探しをしましょう。

[市街地エリア紹介](#)
[自然豊かなエリア紹介](#)


02

### 気になる空き家物件を探す

「物件一覧」から物件をお探しくささい。絞り込み検索機能もありますので希望条件に合う空き家が探しやすくなっています。

[物件一覧](#)


03

### 気に入った物件について不動産事業者に問い合わせる

物件詳細ページにあるお問合せフォームもしくはお電話で物件を担当する不動産事業者へお問い合わせください。

[📄 不動産事業者一覧表 .pdf](#)


04

### 物件の下見等

物件の下見等を希望する場合は、物件を担当する不動産事業者へ申出てください。日程などの調整も担当事業者との調整になります。



05

### 担当業者の仲介のもと取引

契約や交渉は物件を担当する不動産事業者が行います。



### ●不動産に関するお問い合わせ先●

[📄 不動産事業者一覧表 .pdf](#)

### ●その他お問い合わせ先●

三木市空き家バンク事務局  
TEL.FAX. 0794-82-3030  
📧 enmusubi@city.miki.lg.jp

# HowTo

## 空き家バンク制度の概要

01

### 空き家バンクの目的



三木市内の空き家の有効活用を通して、本市への定住促進による地域活性化を図ると共に、景観及び治安の悪化の抑制により、安全で住みよいまちづくりを進めます。

02

### 空き家バンク制度



市内の空き家のうち、賃貸もしくは売買を希望する所有者から物件の情報提供を求め、市の「空き家バンク」に登録し、利用希望者に情報を提供していくものです。

## 空き家バンク利用の流れ

買いたい・借りたい方

売りたい・貸したい方

参加したい不動産事業者

### 空き家バンクに登録できる物件

- ・居住目的の一戸建て
- ・区分所有の共同住宅
- ・現在居住していない物件  
(近く居住しなくなる予定を含む)

### 空き家バンクに登録できない物件

- ・三木市以外の物件
- ・家屋のみの物件
- ・築2年以内で未入居の新築物件
- ・アパート、区分所有以外の共同住宅

01

### 不動産事業者を探す

空き家バンクに登録を希望される方は、不動産事業者一覧表から物件を登録してもらう不動産事業者を探します。

 [不動産事業者一覧表 .pdf](#) 



02

### 不動産事業者に問い合わせる

希望の不動産事業者に空き家バンクの仲介依頼の問合せをします。



03

### 事業者と仲介契約等を締結する

担当の不動産事業者に空き家バンク利用の旨をお伝えください。担当不動産事業者が空き家バンクに登録します。



04

### 移住希望者から事業者を通じて連絡

担当不動産事業者から連絡後、下見などを実施します。



05

### 不動産事業者のもと売買または賃貸借契約の締結

仲介不動産事業者と空き家バンク利用者の間で契約をして手続き完了です。



### ●不動産に関するお問い合わせ先●

 [不動産事業者一覧表 .pdf](#) 

### ●その他お問い合わせ先●

三木市空き家バンク事務局  
TELFAX. 0794-82-3030  
✉ [enmusubi@city.miki.lg.jp](mailto:enmusubi@city.miki.lg.jp)

# HowTo

## 空き家バンク制度の概要

01

### 空き家バンクの目的



三木市内の空き家の有効活用を通して、本市への定住促進による地域活性化を図ると共に、景観及び治安の悪化の抑制により、安全で住みよいまちづくりを進めます。

02

### 空き家バンク制度



市内の空き家のうち、賃貸もしくは売却を希望する所有者から物件の情報提供を求め、市の「空き家バンク」に登録し、利用希望者に情報を提供していくものです。

## 空き家バンク利用の流れ

買いたい・借りたい方

売りたい・貸したい方

参加したい不動産事業者

01

### 利用規約をチェックする

空き家バンクに登録を希望される不動産事業者は、三木市空き家バンクの利用規約をご確認ください。

 [三木市空き家バンク利用規約 .pdf](#) 



02

### 三木市縁結び課に参加申込みをする

三木市空き家バンク参加申し込み書に必要事項を記入し、三木市縁結び課に提出します。

 [三木市空き家バンク参加申込書 .pdf](#) 



03

### 縁結び課から入力に必要な情報を提供

縁結び課から入力に必要な情報を提供します。その後、不動産事業者が物件詳細情報を入力し、物件が掲載されます。



### ●お問い合わせ先●

三木市空き家バンク事務局  
TEL.FAX. 0794-82-3030  
✉ [enmusubi@city.miki.lg.jp](mailto:enmusubi@city.miki.lg.jp)